

3月18日水戸地裁の東海第二原発再稼働運転差し止め判決を受け、茨城県生活協同組合連合会では、会員生協および団体に向けて、訴訟判決の受け止めと今後も東海第二原発再稼働運転差し止めの実現のために、連携してできることを継続してすすめていくことを発信しました。

2021年5月19日

茨城県生活協同組合連合会 会員生協代表  
協同組合ネットいばらき 各加盟団体代表 各位

### 日本原子力発電株式会社東海第二原発運転差し止め訴訟の判決について

茨城県生活協同組合連合会  
会長理事 鶴長義二

2021年3月18日、日本原子力発電東海第二原発の運転差し止めを求めた訴訟の判決が、水戸地裁で「防災体制は極めて不十分」として、運転差し止めの判決が言い渡されました。

これまでの各地の原発訴訟では、自然災害に対する原発本体の安全性が争点となり、原子力規制委員会の審査結果を追認する判断により住民側の訴えが退けられてきました。今回の判決は、原発から30km圏内に約94万人が住み、避難計画が未整備という論拠から運転差し止めの判決を下した、今までにない判断視点を司法の場で示したものです。日本原子力発電側は、判決を不服として控訴をしました。

2017年11月24日、日本原子力発電は、稼働40年が経過する東海第二原発の運転延長の申請書を原子力規制委員会に提出したことを受けて、茨城県生協連では県民の命と暮らし・子どもたちの未来を守るために、東海第二原発再稼働・20年延長に反対する立場から抗議声明を出しました。

2011年福島第1原子力発電所事故では、茨城県にも放射能汚染をもたらし、県民が健康・食への安心・安全に不安を与え、農業・畜産業・水産業・林業にも大きな打撃を与えました。あの日から10年が経過しましたが、未だ福島では約2.4万人が戻れない状況にあります。

判決で指摘された避難計画は、自治体が策定するものであり、日本原子力発電側では手が届かないものです。さらに判決では、原子炉敷地は人口密集地帯から離れていることと規定する立地審査が採用されていないことにも疑問符をつけています。40年前とは周りの市町村の人口環境は大きく変わりました。

私たち茨城県生活協同組合連合会は、引き続き県民の命と暮らし、子どもたちの未来を守るため、東海第二原発の再稼働・20年運転延長に反対する立場から、運転差し止めに向けてさまざまに活動を、会員生協、他の協同組合の仲間とともに、連携を取りながら継続して参ります。今後ご支援いただきますようお願い申し上げます。

以上